

【令和8年4月1日施行】

学 則

専門学校北海道福祉・保育大学校

専門学校北海道福祉・保育大学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、多様な社会福祉に関する理論と技術を授け、社会的に有為な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、専門学校北海道福祉・保育大学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、札幌市中央区南3条西1丁目15番地に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

分 野	課 程	学 科	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
教育・社会福祉	専門課程	社会福祉学科	昼 間	4 年	20 人	80 人	4 学級
教育・社会福祉	専門課程	介護福祉学科	昼 間	2 年	20 人	40 人	2 学級
教育・社会福祉	専門課程	保育未来学科	昼 間	2 年	40 人	80 人	2 学級

(在学年限)

第6条 本校に在学することができる期間は、修業年限の倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年、学期の終始期)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、前項の規定にかかわらず、それぞれの学科において、前後期の終始期を変更することができる。

(休 業 日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日。

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日。

(3) 吉田学園創立記念日 9月15日。

(4) 夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日、春季休業日。

2 前項(4)の休業日については各学科及び学年毎に、年度当初に校長が定める。

3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、第1項の休業日に授業を行うことができる。

- 4 校長は、必要により第1項の休業日を臨時に変更することができる。
- 5 第1項に定めるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程、授業単位数、職員組織

(教育課程、授業単位数、始業及び終業)

第9条 本校の教育課程、単位数及び授業時数は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とする。
- 3 本校の始業及び終業の時刻は、校長が別に定める。

(単位計算方法)

第10条 本校の授業科目の単位計算方法は、1単位の授業時数を45時間の修得を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習にあつては15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技にあつては30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) ソーシャルワーク実習、介護福祉実習、保育実習等については、45時間をもって1単位とする。

(成績評価、単位の授与)

第11条 授業科目の成績評価及び単位の授与は、定期試験、授業担当者が必要に応じて実施する試験、課題、レポート並びに平素の学習活動等を総合的に勘案して行う。

- 2 各科目の出席時数が授業時数の3分の2(介護実習等は5分の4)に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
- 3 成績の評価は100点満点とし、S(90点以上) A(89点から80点)、B(79点から70点)、C(69点から60点)、D(60点未満)をもって表示し、S、A、B及びCを合格とし単位を修得したものとする。ただし、実習・演習・集中講義及び入学前に取得し学校が認定する単位等特別な場合は、認定単位とし、「N」をもって表示することができ、5段階評定法の「C」以上にあたる。
- 4 その他、成績評価及び単位の授与に関する詳細は別に定める。

(他の専修学校等における授業科目の履修等)

第12条 学生が本校在学中に行つた、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び、大学等における学修について教育上有益と認めるときは、本校において履修したものとして認定することができる。また、保育未来学科の学生は、教育上有益と認めるときは、学生が本校在学中に行つた他の指定保育士養成施設において履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

ただし、当該学科の修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。

- 2 前項により認定されるものの詳細については別に定める。

(入学前の授業科目の履修等)

第13条 学生が本校に入学する前に行つた、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び、大学等における学修について教育上有益と認めるときは、本校において履修したものとして認定することができる。

ただし、認定することができる単位数は、前条により本校において履修したものとして認定した単位数と合わせて当該学科の修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとし、保育未来学科の認定要件については別に定める。

- 2 学生が保育未来学科に入学する前に行つた、他の指定保育士養成施設において履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

その他、関連法令および指定保育士養成施設指定基準の定めるところにおいて教育上有益と認め

- るときは、当該教科目に相当する教科目の履修を免除することができる。
- 3 前項により認定されるものの詳細については別に定める。

(職員組織)

- 第14条 本校に校長、教員、講師、事務職員、その他必要な職員を置く。
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(会議)

- 第15条 校長は、学校の適切な運営及び教育の充実を図るため、各種会議を置く。
- 2 会議の種類、構成及び運営に関し、必要な事項は校長が定める。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

- 第16条 本校の入学資格は、次のとおりとする。
- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
 - (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
 - (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
 - (4) 文部科学大臣の指定した者。
 - (5) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)。
 - (6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者。
 - (7) その他本校において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者。

(入学時期)

- 第17条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学手続、許可)

- 第18条 本校の入学手続は、次のとおりとする。
- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第32条に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。
 - (2) 前号の手続きを終了した者に対して募集要項に定める選考方法により、合格者を決定する。
 - (3) 本校の入学許可を受けようとする者は、所定の誓約書に入学金及び授業料等を添え、指定期日までに提出しなければならない。
 - (4) 前号に定める手続きが所定の期日までに行われないうち、又は出願書類及びその他の書類に虚偽の記載があるときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転入学及び編入学)

- 第19条 転入学及び編入学はこれを認めない。

(転学及び転科)

- 第20条 学生が他の学校への転学又は他の学科への転科を希望するときは、理由を記した書類を添えて、校長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 転学及び転科に必要な事項は別に定める。

(欠席)

第21条 学生が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、欠席届を校長に提出しなければならない。

(休学)

第22条 病気その他やむを得ない理由により、就学することのできない者は、校長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の理由が病気による場合は、医師の診断書を添付して願い出なければならない。
- 3 病気のため就学が不相当と認められる者に対しては、校長は休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合校長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 5 休学期間は通算して修業年限を越えることはできない。
- 6 休学期間は第6条の在学年限に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間満了の場合、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、復学の許可を願い出るものとし、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、理由を記した書類を添えて、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一つに該当する者は、所定の会議の議を経て校長は除籍することができる。

- (1) 死亡又は長期行方不明の者。
- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められた者。
- (3) 授業料、その他学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (4) 第6条に定める在学年限内に卒業ができないことが確定した者。
- (5) 第22条に定める休学期間を超えても、なお復学もしくは退学の手続きをしない者。

(復籍)

第26条 前条各号の事由によって除籍された者が、除籍の事由が解消され、かつ、復籍願を校長に提出した場合は、所定の会議の議に諮り、復籍を認めることがある。

- 2 復籍を許可されたものに対し必要な事項は別に定める。

(卒業・課程修了の認定)

第27条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学科を修業年限以上在学し、教育指導計画に従って次の各号に定める単位を修得し、その成果が満足できると認められたときは、所定の会議の議を経て卒業を認定する。

- (1) 社会福祉学科 206単位
- (2) 介護福祉学科 97単位
- (3) 保育未来学科 74単位

- 2 校長は、卒業を認定した者に対して別記第1号様式の卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第28条 前条により、教育・社会福祉専門課程介護福祉学科、保育未来学科を修了した者は、専門士(教育・社会福祉専門課程)、社会福祉学科を修了した者は、高度専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第29条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合は、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許

可することができる。

第6章 賞 罰

(褒 賞)

第30条 学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは、校長は所定の会議に諮り褒賞することができる。

(懲 戒)

第31条 校長は、本校の規則若しくは命令に違反し、又は本校の学生としての本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。

(4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第7章 入学金及び授業料等

(納 付 金)

第32条 授業料、入学金その他の費用は、別表第2のとおりとする。ただし、経済情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができる。

(納付金の納入時期)

第33条 学生は前条に定める納付金を、所定の期日までに納入しなければならない。納入方法については別に定める。

(納入金の不返還)

第34条 既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学辞退の申し出があった場合に限り、入学金を除く納入金を返還する場合がある。

(納入の特例)

第35条 特待生や休学等により特別の事由が発生したときは、第32条及び第33条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

第8章 健康管理

(健康診断)

第36条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 附帯教育事業

(附帯教育)

第37条 本校は、附帯教育事業として、次のとおり別科を設置する。

科 名	昼夜の別	修業期間	授業時数	総定員
ホームヘルパー科	昼 間	1年以内	400時間以内	100人
ホームヘルパー科	夜 間	1年以内	400時間以内	100人
トータルケア科	昼 間	1年以内	400時間以内	100人
トータルケア科	夜 間	1年以内	400時間以内	100人

2 別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

第10章 雑 則

(施行細則)

第38条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則の一部を改正し平成8年4月1日から実施する。ただし、実施日の前日に改正前の総合福祉学科に在学する生徒については、なお従前の例によるものとする。

2 第17条に規定する別表第2の表中入学検定料の額については、平成8年度の入学志願者から適用する。
(介護福祉学科の増設、第17条別表第2の改正及び文言の整理)

附 則

この学則は、平成9年1月13日から実施する。 (別記第1号様式(その1)の改正)

附 則

この学則は、平成9年4月1日から実施する。 (第3条、第17条別表第2の改正)

附 則

この学則は、平成9年9月1日から実施する。 (第9章の改正、第10章の改正)

附 則

この学則は、平成10年4月1日から実施する。
(第12条、第16条、第23条、別表第2の一部改正)

附 則

この学則は、平成11年4月1日から実施する。
(第4条、第12条(別表を含む。))及び第15条別記第1号様式並びに第17条(別表第2を含む。)
乃至第20条の改正)

附 則

この学則は、平成12年4月1日から実施する。
(社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則の改正による第12条、第12条別表第1及び第15条の改正)

附 則

この学則は、平成13年4月1日から実施する。 (第15条、第17条の改正)

附 則

この学則は、平成13年4月1日から実施する。
(社会福祉主事養成機関等指定規則の制定による改正 第12条、第12条別表第1の改正)

附 則

この学則は、平成14年4月1日から実施する。
(介護福祉学科(1年)、精神保健福祉学科、福祉保育学科、精神保健福祉学科(夜間課程)の増設による改正)

附 則

この学則は、平成15年4月1日から実施する。 (第17条別表第2の改正)

附 則

この学則は、平成16年4月1日から実施する。
(標記、第1条、第4条、第12条及び条項の改正)

附 則

この学則は、平成16年4月1日から実施する。 (第4条 学科変更に伴う附則の改正)

附 則

この学則は、平成16年8月1日から実施する。 (第24条の改正)

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。ただし、実施日の前日に在学する生徒については、なお従前の例による。(第 5 条、第 6 条、第 13 条、第 13 条別表第 1、第 16 条の改正)

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。(条文の整理・追加による改正)

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。(別表第 2 (第 31 条関係) の改正)

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。(第 5 条、第 9 条、第 11 条、第 26 条、第 9 条別表第 1 の改正)

ただし変更後の第 5 条の規定については、平成 19 年度の入学生から適用し、平成 19 年 4 月 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。(第 5 条、第 9 条、第 27 条、第 9 条別表第 1 の改正)

ただし変更後の第 5 条の規定については、平成 20 年度の入学生から適用し、平成 20 年 4 月 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。(標題、第 2 条、別記第 1 号様式、別記第 2 号様式、附帯教育事業の終了証書の改正)

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。(第 5 条、第 9 条、別表第 1 (第 9 条関係)、別表第 2 (第 31 条関係)、別記第 1 号様式の改正)
ただし変更後の第 5 条の規定については、平成 20 年度の入学生から適用し、平成 20 年 4 月 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。(第 5 条の改正)

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。(第 9 条、第 10 条、第 27 条、第 9 条別表第 1、別記第 1 号様式の改正)
ただし変更後の第 5 条の規定については、平成 21 年度の入学生から適用し、平成 21 年 4 月 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。(第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 16 条、別表第 1 (第 9 条関係)、別表第 2 (第 31 条関係)、別記第 1 号様式の改正)
ただし変更後の第 5 条の規定については、平成 22 年度の入学生から適用し、平成 22 年 4 月 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。(第 9 条、第 13 条、第 16 条、第 26 条、別表第 1 (第 9 条関係)、別表第 2 (第 31 条関係) の改正)
ただし、第 9 条のうち、社会福祉学科及び介護福祉学科に関わる変更については、社会福祉学科の平成 20 年度入学生を除き、平成 22 年度以前に入学した者にも適用する。その他の変更については平成 23 年度の入学生から適用し、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。(第 9 条、第 10 条、第 26 条、第 27 条、別表第 1 (第 9 条関係)、別表第 2 (第 31 条関係)、別表第 2 様式の改正)
ただし、変更後の第 27 条及び別表第 2 様式を除く各規定については、平成 24 年度の入学生から適用し、平成 24 年 4 月 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

(文言整理による関係条文(第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 16 条、第 18 条、第 22 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 30 条、第 32 条、第 33 条)の改正)

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。ただし変更後の教育課程変更による関係条文(第 9 条及び別表第 1(第 9 条関係))について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(教育課程変更による関係条文(第 9 条及び別表第 1(第 9 条関係))の改正)

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

(教育課程変更による関係条文(第 9 条及び別表第 1(第 9 条関係))の改正)

ただし、変更後の精神保健福祉援助演習 I の科目については、平成 27 年度において 4 学年在学の者については 4 年次に実施する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。ただし変更後の介護福祉学科(1 年)の教育課程変更、介護福祉学科の定員変更、保育未来学科の名称変更及び精神保健福祉学科の納付金変更による関係条文について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(定員変更による関係条文(第 5 条)及び教育課程変更による関係条文(第 9 条、第 10 条、第 26 条、別表第 1(第 9 条関係)、別記第 2 号様式)、名称変更による関係条文(第 5 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 26 条、第 27 条、別表第 1(第 9 条関係)、別表第 2(第 31 条関係)、別記第 1 号様式)並びに納付金変更による関係条文(別表第 2(第 31 条関係)、卒業証書変更による関係条文(別記第 1 号様式)の改正)

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし変更後の保育未来学科の教育課程変更による関係条文(第 9 条、第 26 条及び別表第 1(第 9 条関係))について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(教育課程変更による関係条文(第 9 条、第 26 条及び別表第 1(第 9 条関係))及び卒業証書変更による関係条文(別記第 1 号(第 26 条関係))の改正)

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし変更後の社会福祉学科及び保育未来学科の教育課程変更による関係条文(第 9 条、第 26 条及び別表第 1(第 9 条関係))について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(教育課程変更による関係条文(第 9 条、第 26 条及び別表第 1(第 9 条関係))及び校名変更による関係条文(第 2 条及び別記第 1 号様式)、学科廃止による関係条文(第 5 条、第 9 条、第 13 条、第 16 条及び別表第 1(第 9 条関係)、別表第 2(第 31 条関連)、別記第 1 号様式)の改正)

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし変更後の介護福祉学科の定員変更による関係条文(第 5 条)について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(文言変更による関係条文(第 1 条)、定員変更による関係条文(第 5 条)の改正)

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、変更後の社会福祉学科及び介護福祉学科の教育課程変更による関係条文(第 9 条、別表第 1(第 9 条関係))の改正について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。ただし、休学などにより在籍をする場合は、学則施行細則に定めるものとする。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。ただし、変更後の保育未来学科の教育課程変更による関係条文(第 9 条、別表第 1(第 9 条関係))の改正について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(第 26 条の追加、第 9 条、別表第 1(第 9 条関係)の改正)

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

(別表第 2(第 32 条関係)の改正)

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。 (定員変更による関係条文 (第 5 条) の改正)

附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。 (別表第 2 (第 32 条関係) の改正)

附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。ただし、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。(学校教育法の一部改正による第 9 条～第 13 条、第 16 条、第 27 条、第 29 条、別表第 1 (第 9 条関係)、別記第 1 号様式 (第 27 条関係) の改正)

別表第1 (第9条関係)

教育課程及び授業時数

教育・社会福祉分野 専門課程 社会福祉学科

No. 1

領域	科目名	単位	時数	1年	2年	3年	4年	
人間と社会	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	2	30	30			
	人間関係とコミュニケーション	人間関係とコミュニケーション	2	30	30			
		福祉サービスの組織と経営	2	30			30	
	社会の理解	社会学と社会システム	2	30			30	
		地域福祉と包括的支援体制	4	60		60		
		社会保障	4	60		60		
		高齢者福祉	2	30	30			
	選択科目	権利擁護を支える法制度	2	30		30		
		社会福祉の原理と政策	4	60		60		
	履修小計		24	360	90	210	0	60
介護	介護の基本	介護の基本Ⅰ	4	60	60			
		介護の基本Ⅱ	4	60	60			
		介護の基本Ⅲ	2	30		30		
		介護の基本Ⅳ	2	30		30		
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術	2	30		30		
		手話	1	15			15	
		点字	1	15			15	
	生活支援技術	生活支援技術Ⅰ	1	30	30			
		生活支援技術Ⅱ	1	30	30			
		生活支援技術Ⅲ	3	90	90			
		生活支援技術Ⅳ	2	60	60			
		生活支援技術Ⅴ	2	60		60		
	介護過程	レクリエーション支援	1	30	30			
		介護過程の基礎	2	30	30			
		介護過程の実践Ⅰ	3	45	45			
		介護過程の実践Ⅱ	2	30		30		
	介護総合演習	介護研究	3	45		45		
		介護総合演習Ⅰ	2	60	60			
		介護総合演習Ⅱ	1	30		30		
	介護実習	介護総合演習Ⅲ	1	30		30		
		介護福祉基礎実習	2	96	96			
		介護福祉実習Ⅰ	3	160	160			
	介護福祉実習Ⅱ	介護福祉実習Ⅱ	4	200		200		
履修小計		49	1,266	751	485	30	0	
こころからだのしくみ	こころからだのしくみ	こころからだのしくみ	4	60	60			
		医学概論	2	30	30			
		心理学と心理的支援	2	30		30		
	発達と老化の理解	発達と老化の理解	4	60	60			
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	2	30	30			
		認知症の理解Ⅱ	2	30		30		
	障害の理解	障害の理解	2	30	30			
		障害者福祉	2	30	30			
	履修小計		20	300	240	60	0	0

領域		科目名	単位	時数	1年	2年	3年	4年
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケアⅠ	4	68		68		
		医療的ケアⅡ	1	30			30	
	履修小計		5	98	0	68	30	0
複合化・複雑化した福祉課題及び包括的な支援の理解	児童・家庭福祉	児童・家庭福祉	2	30		30		
	貧困に対する支援	貧困に対する支援	2	30		30		
	保健医療と福祉	保健医療と福祉	2	30			30	
	刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	30				30
	履修小計		8	120	0	60	30	30
ソーシャルワークの基礎及び理論と方法の理解	ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2	30	30			
	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2	30	30			
	ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	4	60		60		
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	4	60		60		
	社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	30			30	
	履修小計		14	210	60	120	30	0
ソーシャルワークの方法及び実践の理解	ソーシャルワーク演習(共通)	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1	30	30			
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	60		60		
	ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習Ⅲ	2	60			60	
		ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	30	30		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	4	60		60		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	2	30			30	
	ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	5	240			240	
	履修小計		18	510	60	120	330	0
社会福祉主事科目	経済学	経済学	2	30				30
	福祉事務所運営論	福祉事務所運営論	2	30				30
	社会福祉主事実習	社会福祉主事実習	1	30		30		
	履修小計		5	90	0	30	0	60
精神専門科目	精神医学と精神医療	精神医学と精神医療	4	60		60		
	現代の精神保健の課題と支援	現代の精神保健の課題と支援	4	60			60	
	精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理	4	60			60	
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	4	60			60	
精神専門科目	精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	2	30			30	
	精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	2	30			30	
	履修小計		20	300	0	60	240	0

領域		科目名	単位	時数	1年	2年	3年	4年	
演習・実習	ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習Ⅳ	1	30			30		
		ソーシャルワーク演習Ⅴ	2	60				60	
	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅳ	2	30			30		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅴ	4	60				60	
	ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅱ	2	105				105	
		ソーシャルワーク実習Ⅲ	2	105				105	
履修小計			13	390	0	0	60	330	
本校独自科目	国家試験対策	国家試験対策Ⅰ	2	30			30		
		国家試験対策Ⅱ	8	120				120	
		国家試験対策Ⅲ	6	90				90	
		国家試験対策Ⅳ	2	30				30	
	卒業研究	卒業研究Ⅰ	2	30			30		
		卒業研究Ⅱ	4	60				60	
	キャリアデザイン	キャリアデザインⅠ	1	15	15				
		キャリアデザインⅡ	1	15		15			
		キャリアデザインⅢ	2	30			30		
		キャリアデザインⅣ	2	30				30	
	履修小計			30	450	15	15	90	330
	合計			206	4,094	1,216	1,228	840	810

別表第1 (第9条関係)

教育課程及び授業時数

教育・社会福祉分野 専門課程 介護福祉学科

No.1

領 域		科 目 名	単 位	時 数	1 年	2 年	備 考	
人間と社会	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	2	30	30			
	人間関係とコミュニケーション	人間関係とコミュニケーション	2	30	30			
		介護とコミュニケーション	2	30		30		
	社会の理解	地域共生論	2	30	30			
		介護保険と社会保障制度	2	30		30		
	選 択	くらしと法律	2	30		30		
		生活と文化	2	30		30		
		活動と表現	2	30		30		
	小 計			16	240	90	150	
	介護	介護の基本	介護の基本Ⅰ	4	60	60		
介護の基本Ⅱ			4	60	60			
介護の基本Ⅲ			2	30		30		
介護の基本Ⅳ			2	30		30		
コミュニケーション技術		コミュニケーション技術	2	30	30			
		手 話	1	15		15		
		点 字	1	15		15		
生活支援技術		生活支援技術Ⅰ	1	30		30		
		生活支援技術Ⅱ	1	30		30		
		生活支援技術Ⅲ	3	90	90			
		生活支援技術Ⅳ	2	60	60			
		生活支援技術Ⅴ	2	60		60		
		レクリエーション支援Ⅰ	1	30	30			
		レクリエーション支援Ⅱ	1	30		30		
介護過程		介護過程の基礎	2	30	30			
		介護過程の実践Ⅰ	3	45	45			
		介護過程の実践Ⅱ	2	30		30		
		介護研究	3	45		45		
介護総合演習		介護総合演習Ⅰ	2	60	60			
		介護総合演習Ⅱ	1	30		30		
		介護総合演習Ⅲ	1	30		30		
介護実習		介護福祉基礎実習	2	96	96			
		介護福祉実習Ⅰ	3	160	160			
	介護福祉実習Ⅱ	4	200		200			
小 計			50	1,296	721	575		

領 域		科 目 名	単 位	時 数	1 年	2 年	備 考
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	2	30		30	
		こころとからだのしくみⅡ	2	30	30		
		こころとからだのしくみⅢ	4	60	60		
	発達と老化の理解	発達と老化の理解	4	60	60		
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	2	30	30		
		認知症の理解Ⅱ	2	30		30	
	障害の理解	障害者福祉論	2	30	30		
		障害者支援	2	30	30		
小 計			20	300	240	60	
医 療 的 ケ ア	医療的ケアⅠ	医療的ケアⅠ	4	68		68	
	医療的ケアⅡ	医療的ケアⅡ	1	30		30	
	小 計			5	98		98
独 自 科 目		国家試験対策	4	60		60	
		キャリアデザインⅠ	1	15	15		
		キャリアデザインⅡ	1	15		15	
	小 計			6	90	15	75
合 計			97	2,024	1,066	958	

別表第1 (第9条関係)

教育課程及び授業時数

教育・社会福祉分野 専門課程 保育未来学科

No.1

系列	科目名		単位	時数	1年	2年	備考
教養科目	英語コミュニケーション	必修	2	30	30		選択必修科目は 4単位以上履修
	健康科学	必修	1	15	15		
	スポーツ(実技)	必修	1	30	30		
	文章表現	選択必修	2	30	30		
	憲法	選択必修	2	30	30		
	情報リテラシーと処理技術	選択必修	2	30	30		
	小計		8~10	135 ~165	135 ~165		
保育の本質・目的に関する科目	社会福祉論	必修	2	30	30		
	こども家庭支援論	必修	2	30		30	
	こども家庭福祉	必修	2	30	30		
	保育原理	必修	2	30	30		
	保育・教職者論	必修	2	30		30	
	社会的養護Ⅰ	必修	2	30	30		
	教育原理	必修	2	30	30		
小計		14	210	150	60		
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	必修	2	30	30		
	こどもの理解と援助	必修	1	30		30	
	こどもの保健	必修	2	30	30		
	こどもの食と栄養	必修	2	45		45	
	こども家庭支援の心理学	必修	2	30		30	
小計		9	165	60	105		
保育の内容・方法に関する科目	保育内容演習Ⅰ	必修	1	30	30		
	保育内容演習Ⅱ	必修	2	60	60		
	保育内容演習Ⅲ	必修	2	60		60	
	保育内容総論	必修	1	30	30		
	乳幼児保育Ⅰ	必修	2	30	30		
	乳幼児保育Ⅱ	必修	1	30	30		
	こどもの保健演習	必修	1	30	30		
	障がい児保育	必修	2	30		30	
	社会的養護Ⅱ	必修	1	15		15	
	子育て支援	必修	1	30		30	
	保育・教育課程論	必修	2	30	30		
	保育の理解と方法Ⅰ	必修	2	60	60		
	保育の理解と方法Ⅱ	必修	1	30		30	
	保育の理解と方法Ⅲ	必修	2	60	60		
小計		21	525	360	165		

系列	科目名		単 位	時 数	1 年	2 年	備 考	
保育実習		保育実習Ⅰ(保育所)	必修	2	90	90		
		保育実習指導Ⅰ(保育所)	必修	1	30	30		
		保育実習Ⅰ(施設)	必修	2	90		90	
		保育実習指導Ⅰ(施設)	必修	1	30		30	
		小 計		6	240	120	120	
総合		保育・教職実践演習	必修	2	60		60	
		小 計		2	60		60	
本校特別科目		タッチレッスンⅠ	必修	1	30	30		
		タッチレッスンⅡ	必修	1	30	30		
		タッチレッスンⅢ	必修	1	30		30	
		形態別介護技術Ⅰ	必修	1	30	30		
		形態別介護技術Ⅱ	必修	1	30		30	
		小 計		5	150	90	60	
保育に関する科目	Ⅰ	リトミック	選択必修	1	30	30		Ⅰの科目群からいずれか一科目を選択
		こどもと運動遊び	選択必修	1	30	30		
		絵本と手づくりおもちゃ	選択必修	1	30	30		
	Ⅱ	実践ピアノ	選択必修	1	30		30	Ⅱの科目群からいずれか三科目を選択
		こどもと運動指導	選択必修	1	30		30	
		ことばと造形	選択必修	1	30		30	
		こどもとリズム表現	選択必修	1	30		30	
		伝承遊びと発達	選択必修	1	30		30	
		こどもと絵本	選択必修	1	30		30	
		こどもと音楽	選択必修	1	30		30	
		こどもと身体表現	選択必修	1	30		30	
	保育制作	選択必修	1	30		30		
		地域ボランティア論	選択必修	2	30		30	2単位以上履修
		福祉保育の実践	選択必修	1	30		30	
		こどもとレクリエーション	選択必修	2	30		30	
	Ⅰ	保育実習Ⅱ	選択必修	2	90		90	Ⅰ・Ⅱいずれかの科目群を選択
		保育実習指導Ⅱ	選択必修	1	30		30	
	Ⅱ	保育実習Ⅲ	選択必修	2	90		90	
		保育実習指導Ⅲ	選択必修	1	30		30	
		小 計		9~12	270 ~330	30	240 ~300	
合 計				74~79	1,755 ~1,845	945 ~975	810 ~870	

別表第2（第32条関係）

授業料・入学金その他の費用

<教育・社会福祉分野 専門課程>

区 分 学 科	入学検定料	入学金 (初年度のみ)	授業料 (年 間)	教育充実費 (年 間)
社 会 福 祉 学 科	25,000 円	120,000 円	810,000 円	200,000 円
介 護 福 祉 学 科	25,000 円	120,000 円	810,000 円	200,000 円
保 育 未 来 学 科	25,000 円	120,000 円	650,000 円	150,000 円

別記第1号様式（第27条関係）

契 印	第 号	学校法人吉田学園 専門学校北海道福祉・保育大学校 校長 氏 名 印	年 月 日 規則第八十六条に基づき、専門士（教育・ 社会福祉専門課程）の称号を授与する	右の者は本校専門課程何々学科（二年）の課程 （平成二十五年文部科学省告示第百三十三号による 職業実践専門課程）を修めたので卒業証書を授与し 学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行	校 印	卒 業 証 書
					氏 名	年 月 日生

備考 何々学科には、「介護福祉学科」、「保育未来学科」のいずれかを記載するものとする。

契 印	第 号	学校法人吉田学園 専門学校北海道福祉・保育大学校 校長 氏 名 印	年 月 日 高度専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を 授与する	右の者は本校専門課程社会福祉学科（四年）の課程 （平成二十五年文部科学省告示第百三十三号による 職業実践専門課程）を修めたので卒業証書を授与し 学校教育法施行規則第八十六条の三に基づき、	校 印	卒 業 証 書
					氏 名	年 月 日生

附帯教育事業の修了証書

契 印	契 印	第 号	年 月 日	本校附帯教育事業の〇〇科の 課程を修了したことを証する	氏 名 年 月 日生	校 印	修 了 証 書

備考 〇〇科は、科名を記載するものとする。